第　１　回　定　例　総　会
議　　事　　録

期　日

令和８年８月７日開会

令和８年８月７日閉会

米沢市農業委員会

令和８年８月７日（金）午前９時３０分 米沢市農業委員会第１回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（１９名）

１番　小関善隆　委員	８番　我妻協祐　委員	１５番　中嶋　明　委員
２番　古畑功一　委員	９番　髙橋嘉門　委員	１６番　髙山吉典　委員
３番　長谷部吉雄　委員	１０番　山王堂民榮　委員	１７番　佐藤政和　委員
４番　清井政彦　委員	１１番　伊藤俊浩　委員	１８番　黒田義一郎　委員
５番　樋渡由美　委員	１２番　鈴木晃子　委員	１９番　目崎秀也　委員
６番　山口　誠　委員	１３番　橋本政美　委員	
７番　鈴木和義　委員	１４番　木村彰博　委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（２名）

農業振興課

主任	遠藤貴史
主事	遠藤由希

会議に出席した事務局職員（６名）

事務局長	相田悦志
事務局長補佐兼農地主査	髙田直美
農政振興主査	山岸哲哉
主査	髙世　琢
主査	瀧口圭史
主任	須貝祐太

会議に付議した事項

１．提出議題

報第１号　　非農地証明の報告について

報第２号　　農地法第５条の規定による申請に対する許可処分について

報第３号　　農地法第１８条第６項の規定による通知について

議第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について

議第２号　　農用地利用集積等促進計画（案）について

議第３号　　米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について

議第４号　　米沢農業振興地域整備計画の変更について

２．その他

開　　会　　午前９時３０分

山岸主査　　これより第１回米沢市農業委員会定例総会を開会します。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を１番　小関善隆会長のご発声にてよろしくお願いします。

（唱和）

山岸主査　　それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会　　長　　おはようございます。

曇り空ですが暑く、２日連続で熱中症のアラートが出ているようですので、体調には十分気をつけていただきたいと思います。

本日は改選後初の定例総会ということで、よろしくお願いしたいと思います。

国で、来年４月から食料品の消費税を１％にするということを決めたわけであります。本則課税の方については還付となる可能性がありますが、簡易課税の方については還付が受けられない、免税の方については売上げの減少につながるなど、所得の大幅な減少になるのではないかということで、問題になっているようですので、何らかの対策が講じられるのではないかと思っているところです。

先日、置賜地方農業委員会連絡協議会（置農委）の臨時総会があり、３年間の任期を終え、会長及び事務局が交代となりました。会長については米沢、南陽、長井の３つの市から持ち回りで出ることになっており、会長の所属する農業委員会に事務局を置くことになっています。これまでの３年間は、南陽市が会長と事務局を務めました。これからの３年間は、長井市が会長と事務局を務めることとなります。改選により新しく長井市の会長になられた髙橋会長が置農委の会長になられました。そして、副会長は次期会長が務めることとなっており、次期は会長と事務局が米沢になるということで、私が副会長になりました。

県農業会議の理事を置賜から２名出すことになっており、本来ですと、置農委の会長と副会長が理事ということになりますが、長井の寒河江　忠さんが県農業会議の会長になっており、同じ市から理事２名を選出することはできませんので、寒河江さんと私が理事となりました。

置農委の臨時総会についての報告は以上ですが、置農委そのものの事業というのもあるわけですので、これもひとつ皆さんのご協力をお願いしたいと思っているところであります。

本日は第１回定例総会、改めてひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上になります。

山岸主査　　ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第

４条の規定により、会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議　　長　　それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日は全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第１回定例総会は成立しました。

なお、山形県農業委員会女性の会総会出席のため、５番　樋渡由美委員と１２番　鈴木晃子委員より途中退席するという旨の報告を受けておりますので、ご承知おきください。

今回の議事録署名人には、２番　古畑功一委員、３番　長谷部吉雄委員を指名します。

続いて、本会は改選後初の定例総会でもありますので、審議に先立ち総会時における留意事項等について、事務局の説明により確認を行いたいと思います。

山岸主査　　（挙手）

議　　長　　山岸主査。

山岸主査　　それでは、私より総会時における留意事項等についてご説明いたします。

まず、総会並びに関連事項については、農業委員会等に関する法律（以下「委員会法」という）により規定がなされており、また本市農業委員会会議規則（以下「会議規則」という）によりその補完がされております。

１つ目ですが、会議の公開及び議事録についてですが、委員会法第３２条により会議の公開の旨が規定されております。また、議事録については、同法第３３条で作成と適切な方法による公表が規定されており、さらに会議規則により議事録の作成と内容及び議事録署名人についての定めと傍聴人についての定めがございます。なお、議事録は要約筆記ではなく、審議内容等の全てが記載される形となり、作成のために審議内容の録音を行っておりますので、ご承知おきください。

２つ目は、会議の欠席についてでございます。会議規則では、事故により出席ができないときは、その理由を付して当日の開議時刻までに会長に届け出なければならない旨の定めがございますので、万が一欠席となる際にはお早めに事務局へお知らせいただきますようお願いいたします。

３つ目は、会議中の発言に関してですが、発言の際には議長の許可を求めなければならない旨、会議規則により定めがございますので、挙手をして議長より指名を受けた後に起立し、議席番号と氏名を名のってから自席より発言するようにお願いいたします。また、発言については簡明な内容となるようにご留意をお願いいたします。

最後４つ目は、携帯電話等についてでございますが、会議出席の際にはあらかじめ電源を切るか音の出ない設定にするようお願いいたします。この点は特に規定等では定めはございませんが、会議の性質を鑑み、皆様のご理解、

ご協力をお願いいたします。

総会時における留意事項等については以上となります。

議　　長　ただいまの事務局説明について、皆様方から何かございませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないようですが、２点目から４点目については、私のほうからも特にお願いをいたしたいと思います。

それでは、審議に移りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

山岸主査　（挙手）

議　　長　山岸主査。

山岸主査　議案の訂正等はございませんが、議事運営についてご提案いたします。

本日は、新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定についてが、議第３号として上程となりますが、議第１号の農地法第３条の規定による許可申請についての中に、新規就農者を申請人とする案件がございますので、報第３号の審議終了後、議第３号の審議を先にお願いし、その後、議第１号より順次審議をいただきますようにご提案いたします。

議　　長　それでは、お諮りします。

ただいまの事務局提案の議事運営についてご異議等ございませんか。

全 委 員　異議なし。

議　　長　異議がないので、事務局提案のとおり議事を進めます。

ここで、女性委員の方については先ほど申しましたとおり女性の会総会がありますので、退席をしていただきたいと思います。（「ありがとうございました」の声あり）

それでは、議事を進めます。

初めに、報第１号　非農地証明の報告について、を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査　（挙手）

議　　長　瀧口主査。

瀧口主査　報第１号　非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号７号から９号の計３件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田６筆　４，７３４．００㎡、畑１筆　８９．００㎡、合計７筆　４，８２３．００㎡です。

受理番号７号　申請人　○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。利用状況は、昭和５６年頃より住宅敷地として利用しているものです。

受理番号８号　申請人　○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から山林原野への転用です。利

用状況は、平成５年頃から耕作していないものです。

受理番号９号　申請人　○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。利用状況は、平成１４年頃より建物敷地として利用しているものです。

以上、よろしくお願いします。

議　　長　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないので、報告事案でもありますので、以上で報第１号　非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第２号　農地法第５条の規定による申請に対する許可処分について、を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査　（挙手）

議　　長　瀧口主査。

瀧口主査　報第２号　農地法第５条の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分しましたので報告します。

１、米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。令和８年７月１５日開催の第３６回米沢市農業委員会定例総会で審議されました農地法第５条の案件について、受理番号１６号は一般社団法人　山形県農業会議の常設審議委員会に関わるものなので、許可相当と認める旨の答申書の日付以降で許可する必要があります。また、当案件は都市計画法の開発行為の手続を併せて行っているため、開発行為許可日との調整も必要となります。よって、常設審議委員会からの答申書が令和８年７月１７日付であること、開発行為許可日が令和８年７月３１日付であることから、下記の日付で許可しました。

受理番号１６号　事業者　○○○○の１件、許可日　令和８年７月３１日。

以上、よろしくお願いします。

議　　長　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないので、以上で報第２号　農地法第５条の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、報第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

髙世主査　（挙手）

議　　長　髙世主査。

髙世主査　報第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、委員会に報告します。

受理番号１０号から１５号までの計６件となります。申請人及び土地の表示等につきましては記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、

田１４筆　２６，７０５．００㎡、畑１０筆　４，１８９．００㎡、合計２４筆　３０，８９４．００㎡です。

受理番号１０号　貸人　○○○○、借人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号１１号　貸人　○○○○、借人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号１２号　貸人　○○○○、借人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号１３号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号１４号　貸人　○○○○、借人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号１５号　貸人　○○○○、借人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、よろしくお願いします。

議　　長　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないので、以上で報第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、を終わります。

次に、先にお諮りしたように、議第３号　米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について、を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査　（挙手）

議　　長　瀧口主査。

瀧口主査　議第３号　米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について。米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準第４条の規定による営農計画書等の提出がありましたので、同基準第５条第１項の規定により認定の可否を求めるため委員会に付議します。

提出者は○○○○にお住まいの△△△△さんです。年齢は３８歳で市内の非農家出身です。営農計画では、露地野菜を作付し、主にＪＡに出荷、販売をしていく計画となっております。研修としては、○○○○に勤務し、３年間ほど野菜や果樹の栽培を学びました。農地については、△△地区で借受けする予定となっております。

なお、先日の農事相談にて、属地の第２ブロックにて面談を行っております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　この件について、担当地域の委員から営農計画等に基づく面談結果の説明をお願いいたします。

１３番　（橋本政美委員　挙手）

議　長　１３番　橋本委員。

１３番　１３番　橋本です。それでは、私から説明させていただきます。〇〇にお住まいの△△△△さんです。〇〇の△△△△に３年の在籍があり、キュウリ、露地野菜、サクランボ、桃、リンゴの全般作業を行っており、△△さんからは大変意欲を感じました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　それでは、本件について意見並びに質問はありませんか。

全委員　なし。

議　長　ないので、〇〇〇〇氏について新規就農者として認定することに異議ありませんか。

全委員　異議なし。

議　長　異議がないので、議第３号の〇〇〇〇氏について、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準により新規就農者として認定することに決定しました。

次に、議第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

髙世主査　（挙手）

議　長　髙世主査。

髙世主査　議第１号　農地法第３条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第３条の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号２５号から３０号までの計６件になります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田１筆　１，７３６．００㎡、畑２２筆　５，９７６．００㎡、合計２３筆　７，７１２．００㎡です。

受理番号２５号　渡人　〇〇〇〇　外１名（〇〇〇〇）、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による所有する持分の贈与です。

受理番号２６号　貸人　〇〇〇〇、借人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による新規就農のための賃貸借です。

受理番号２７号　貸人　〇〇〇〇、借人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による新規就農のための賃貸借です。

受理番号２８号　渡人　〇〇〇〇、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による相続した農地を処分するための売買です。

受理番号２９号　渡人　〇〇〇〇　相続財産清算人　〇〇〇〇、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相

手方の要望による農地を処分するための売買です。

受理番号３０号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による申請農地に隣接する農地所有者への無償譲渡です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号２５号から３０号を上程します。

２５号について。

６　　番　（山口　誠委員　挙手）

議　　長　６番　山口委員。

６　　番　６番　山口です。８月１日、受人の○○○○さんに面談し、所有権の持分の整理ということで、お話をお聞きしました。問題ないように思います。

議　　長　続いて、２６号について。

１０番　（山王堂民榮委員　挙手）

議　　長　１０番　山王堂委員。

１０番　１０番　山王堂です。受理番号２６号と２７号、同一申請者でありますので、一括して報告します。所在、地番、面積等は、議案書記載のとおりです。詳細についても議案書記載のとおりです。先ほどの新規就農者が農地を借りるという申請です。調査は、７月２９日に畑で本人とお話してきました。ここは以前、○○○○の△△さんという方が新規就農で農地を借りて就農した場所ですが、そこに働いていた○○さんが引き継いでキュウリなどを作るということでありました。現在、お母さんも一緒に働いていまして、就農は大丈夫でないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　続いて、２８号について。

１６番　（髙山吉典委員　挙手）

議　　長　１６番　髙山委員。

１６番　１６番　髙山です。受理番号２８号について説明します。所在、面積等は議案書記載のとおりです。７月２７日に○○さんには電話で、△△さんとはお会いして、お話を伺ってきました。○○さんのお父さんがお亡くなりになり、△△△△にある農地を処分したいということで、隣接する△△△△さんにお話があったようです。△△△△さんとお会いしたときに圃場を確認してきました。草は生えていますが、ソバを作りたいということで、問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　続いて、２９号について。

１８番　（黒田義一郎委員　挙手）

議　　長　１８番　黒田委員。

１８番　１８番　黒田です。受理番号２９号についてですが、○○○○　相続財産清算人の△△さんとお話ししまして、問題ないと思われます。ご審議のほど

よろしくお願いします。

議　　長　　続いて、３０号について。

１９番　　（目崎秀也委員　挙手）

議　　長　　１９番　目崎委員。

１９番　　１９番　目崎です。受理番号３０号について調査結果を報告します。農地を無償譲渡する申請です。渡人、受人、地番、地目、面積は、議案書記載のとおりです。調査は、７月３０日、自宅で受人の娘さんから行いました。申請地は、関根駅より南東へ０．５キロメートルのＪＲの沿線上に位置しています。受人の△△△△さんは、現在家族で農業を営んでおられ、娘さんにお話を伺ったところ、無償譲渡を受ける農地は、畑作物の作付を予定しているということです。今後も効率的な利用を考えており、申請地を含めて全ての農地を耕作することは確実です。また、この譲渡を受けることで、他の近隣農地の農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれはなく、問題なく許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　それでは、ただいまの受理番号２５号から３０号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　　なし。

議　　長　　ないので、受理番号２５号から３０号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員　　異議なし。

議　　長　　異議がないので、議第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定しました。

次に、議第２号　農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題とします。

６　　番　　（山口　誠委員　挙手）

議　　長　　６番　山口委員。

６　　番　　６番　山口です。私に関係する案件がありますので、一時退席します。

（山口　誠委員　退室）

議　　長　　それでは、先に受理番号３号から４号を上程します。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任　　（挙手）

議　　長　　須貝主任。

須貝主任　　議第２号　農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議します。

受理番号３号から４号の計２件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ６筆　９，５３４．００㎡、合計も同様です。

受理番号３号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号４号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　それでは、ただいまの受理番号３号から４号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないので、受理番号３号から４号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員　異議なし。

議　　長　異議がないので、議第２号　農用地利用集積等促進計画（案）について、の受理番号３号から４号は、議案書のとおり決定しました。

（山口　誠委員　入室）

次に、私に関係する案件がありますので、この審議に係る議事進行を古畑会長職務代理者と交代し、一時退席します。

それでは、議長交代のため暫時休憩とします。

（小関善隆会長　退室）

（休憩）

（古畑功一会長職務代理者　議長席に着席）

議長代理　それでは、小関会長の退席案件のため暫時議長を交代し、私がその間の議事を進行させていただきます。

これより議事を再開します。

（再開）

議第２号　農用地利用集積等促進計画（案）について、の受理番号９号から１０号を上程します。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任　（挙手）

議長代理　須貝主任。

須貝主任　議第２号　農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議します。

受理番号９号から１０号の計２件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ１筆　３，５６４．００㎡、合計も同様です。

受理番号９号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号１０号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長代理　それでは、ただいまの受理番号９号から１０号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議長代理　ないので、受理番号９号から１０号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員　異議なし。

議長代理　異議がないので、議第２号　農用地利用集積等促進計画（案）について、の受理番号９号から１０号は、議案書のとおり決定しました。

それでは、議長交代のため、暫時休憩とします。

（休憩）

（小関善隆会長　入室）

（小関善隆会長　議長席に着席）

議　　長　それでは、議長を交代させていただきます。

（再開）

次に、議第２号　農用地利用集積等促進計画（案）について、先の受理番号３号から４号及び受理番号９号から１０号を除く、受理番号１号から１３号を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任　（挙手）

議　　長　須貝主任。

須貝主任　議第２号　農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議します。

受理番号３号、４号、９号、１０号を除く、１号から１３号の計９件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ１１筆　３４，９２６．００㎡、合計も同様です。

受理番号１号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号２号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号５号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号６号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号７号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号８号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号１１号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号１２号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号１３号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないので、受理番号３号から４号及び受理番号９号から１０号を除く、受理番号１号から１３号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員　異議なし。

議　　長　異議がないので、議第２号　農用地利用集積等促進計画（案）については、議案書のとおり決定しました。

次に、議第４号　米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

髙田補佐　（挙手）

議　　長　髙田補佐。

髙田補佐　議第４号　米沢農業振興地域整備計画の変更につきましては、本日、提出者であります米沢市より農業振興課職員の出席がありますので、担当課職員がご説明申し上げます。

遠藤主事　（挙手）

議　　長　米沢市農業振興課、遠藤主事。

遠藤主事　お世話になっております。農業振興課の遠藤と申します。私から議第４号米沢農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

それでは、受理番号１号の申請について説明します。

こちらは○○○○からの除外要望申請となります。申請者は、動産並びに不動産の賃貸に関する業務や広告宣伝に関する業務などを営む者であり、駐車場及び資材置場の建設に伴う農用地区域からの除外申請です。

申請地は、○○○○の１筆です。現況地目は田（休耕田）で、除外要望面積は３，６５０．００㎡です。申請者は○○○○に事務所を有し、事業を実

施しています。
　申請者は、申請地の隣接地や周辺にアパートや事業者向けの賃貸物件を有しておりますが、アパートでは駐車場不足により入居者の募集を停止しているほか、事業者向けの賃借物件においても従業員用・来客用の駐車場が不足しています。また、〇〇と△△に看板用の鉄骨等を保管する資材置場を有しておりますが、事務所から遠いため業務効率が悪いほか、盗難等のおそれがあります。そのため、申請地を駐車場及び資材置場として利用したいと考えているものです。
　申請地は、都市計画区域内無指定、周辺地域の農業関連事業の投資はありません。また、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の目標地図において、耕作者が位置づけられている土地ではないため、地域計画の変更は不要です。
　具体的な転用計画があり、駐車場及び資材置場の建設であるため、要望地以外では代替できないものと考えております。
　申請地は白地に接しているほか、集団的な農用地の中央部に位置しているわけではないため、農用地の集団化や農作業の効率化に大きな影響はないと考えております。
　当事業は建物の建設を伴うものではなく、農業用排水施設等への影響はないと考えております。また、約０．２メートルの盛土を行う予定ですが、土留めによりのり面の保護を行う被害防除計画があります。
　以上のことから、除外要件を満たしていると考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
　続きまして、受理番号２号の申請についてご説明申し上げます。
　こちらは〇〇〇〇からの除外要望申請となり、住宅敷地（庭）の拡張に伴う農用地区域からの除外申請です。
　申請地は、〇〇の８筆です。現況地目は畑、原野、山林、雑種地、宅地で、除外要望面積は１，１０４．００㎡です。
　申請者は、現在、〇〇に住んでいますが、別荘として月に１回程度の頻度で△△にある住宅を使用しています。住宅は〇〇〇〇の名義となっております。
　住宅敷地（庭）を木の柵で囲っていますが、庭の東側に〇〇川が流れており、川から庭に向かって林が広がっていることや、近年、熊の出没が相次いでいるため、庭を拡張し緩衝地を設けたいと考えております。なお、庭の拡張に伴い、農地転用が必要な土地は畑である△△△△の１筆となります。ほかの７筆については、地目が農地ではないため農地転用は不要ですが、農用地区域に指定されていたことから、合計８筆の除外要望申請となります。
　申請地は、都市計画区域内無指定、周辺地域の農業関連事業への投資はありません。また、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の目標地図にお

いて、耕作者が位置づけられている土地ではないため、地域計画の変更は不要です。

具体的な転用計画があり、住宅敷地（庭）の拡張であるため、要望地以外では代替できないものと考えております。

申請地は白地に接しているほか、集団的な農用地の中央部に位置しているわけではないため、農用地の集団化や農作業の効率化に大きな影響はないと考えております。

当事業は住宅敷地（庭）の拡張であり、庭を囲っている木の柵を延伸させますが、建物の建設を伴うものではなく、農業用排水施設等への影響はないと考えております。また、整地を行いますが、庭と申請地は高低差がないため、盛土や切土は行いません。

以上のことから、除外要件を満たしていると考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　この件について調査された委員は、調査結果について説明をしてください。

それでは、受理番号１号から２号を上程します。

１号について。

１７番　（佐藤政和委員　挙手）

議　　長　１７番　佐藤委員。

１７番　１７番　佐藤です。受理番号１号について、小関会長の担当ですが、私が代理で報告させていただきます。この土地は建物の隣地で、先ほど報告のあったとおり、６年から休耕田となっており、関係の土地に対して何ら問題はないという判断をされたということです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　続いて、２号に移ります。

１８番　（黒田義一郎委員　挙手）

議　　長　１８番　黒田委員。

１８番　１８番　黒田です。受理番号２号についても、先ほどの農業振興課の説明のとおりでありまして、事前着工はありません。周辺農地への影響もないと判断しましたので、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　ただいまの調査結果の説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないので、受理番号１号から２号について、意見なしとすることで異議ありませんか。

全 委 員　異議なし。

議　　長　異議がないので、受理番号１号から２号について、意見がなかった旨を米沢市長に回答することに決定しました。

以上で、１の提出議案についての審議は終了しました。

続いて、２のその他に移ります。皆様方から意見や質問等ございませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないようですので、２のその他を終了し、以上で本日の第１回米沢市農業委員会定例総会を閉会します。

閉　　会　午前１０時１０分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和８年８月７日（金）

米沢市農業委員会

議長

小関　善隆

議事録署名委員

古畑　功一

議事録署名委員

長谷部　吉雄